

「軽費老人ホーム」重要事項説明書
ケアハウスホープヒルズ

社会福祉法人希望館

「軽費老人ホーム」重要事項説明書

当施設は入居契約者に対して軽費老人ホーム施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

● 目次 ●

1. 施設経営法人	3
2. ご利用施設	3
3. 居室の概要	3
4. 主な職員配置	3
5. 各種サービスと利用料金	4
6. 契約の終了	5
7. 連帯保証人	6
8. 損害賠償	6
9. 守秘義務	6
10. 苦情の受付	7

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人希望館
- (2) 法人所在地 群馬県高崎市江木町1093番地1
- (3) 電話番号 027-322-4985
- (4) 代表者氏名 理事長 松澤 斉
- (5) 創立年月日 昭和27年 4月22日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 軽費老人ホーム ケアハウス
- (2) 施設の目的 国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、入居者が心身共に充実した明るい生活を送れることができるよう、この施設を利用して、日常生活に必要な援助を提供することを目的とした施設です。所得に応じ低額な負担で入居でき、規則正しいリズムで生活を送ることができます。そして、施設内で介護保険の居宅サービスを受けることもできます。
- (3) 施設の名称 ケアハウスホープヒルズ
- (4) 施設の所在地 群馬県高崎市江木町1093番地1
- (5) 電話番号 027-384-2083
- (6) 施設長(管理者) 森田 英貴
- (7) 当施設の運営方針 ケアハウスは、居宅における生活への復帰が可能な場合には復帰を念頭におき、その他の場合には、生活の場として高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、居宅サービスの利用への協力、余暇活動の支援等、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とする。
- (8) 開設年月日 平成7年 4月 1日
- (9) 入居定員 50名

3. 居室の概要

全部屋個室で、洋室と和室二つのタイプがあり、ミニキッチン、トイレ、ナースコール、エアコン、クローゼットが設置されている。

共用設備：食堂、相談室、各階に洗濯機・浴室・談話スペース

居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況や、入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき、夫婦部屋の入居者のいずれか一方の死亡等により1人となったときなど、施設でその可否を決定します。その際には、特段の事情のある場合を除き入居者や御家族等との協議の上、決定するものとします。(契約書第19条参照)

4. 主な職員配置

施設長（事務員）	1名	生活相談員	1名
寮母	2名	調理員	2名

5. 各種サービスと利用料金

当施設では、入居契約者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉（契約書第7条参照）

①各種の生活相談および助言

- ・入居契約者の生活状況・家族状況・健康状態等を把握し、入居契約者の各種相談に応じ、適切な助言等を行う。

②余暇活動への協力

- ・入居契約者が、自主的に趣味・教養娯楽・コミュニケーションを行う場合には、必要に応じ協力をする。
- ・各種クラブ活動の実施。

③食事の提供

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びに入居契約者の身体状況などを考慮した食事を提供します。

朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：17：00～18：00

④浴室設備の維持管理

- ・入浴は、9：00～21：00 までの間に自由に入浴できる。入浴後は次に入る人のために、湯をはらい浴槽の掃除、拭き取りを行う。

⑤保健衛生

- ・年1回の健康診断を受けていただくよう促し、記録を保存し、健康の保持・認知症等の予防に努める。

⑥身の回りの世話

⑦介護保険および保健、福祉サービスの利用についての相談および助言

- ・日常生活で介護を要する状態になった場合には、介護保険認定を受け、在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス・デイサービス・デイケア等）を利用することができる。その際、申請・利用についての相談および助言を行う。

⑧災害、疾病等の緊急時の対応

- ・各部屋のナースコール等を使用する。24時間体制。
- ・通院の支援。救急車の要請等。

⑨入居契約者が希望する付加的サービス（以下「付加的サービス」という）

- ・ 外食デー ・ けやき喫茶等の行事の開催 ・ 理美容サービス
- ・ 介護保険外のホームヘルプサービスの利用

⑩その他、国が定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、必要とするサービス

〈利用料等〉（契約書第8条参照）

利用料は、サービスの提供に要する費用、生活費、住居に要する費用およびケアハウスが行う基本サービス以外の入居者個人の使用に属する水道、電気等の使用料並びに、11月から3月までの間に限り徴収する暖房費（冬期加算）とする。

（1ヶ月当たりの基本利用料は、別表のケアハウスホープヒルズ利用料徴収額表参照）

入居契約者は、契約時および翌年以降、年1回「収入等に関する挙証資料」を添付し、施設長に対して申告を行うものとする。

入居契約者は、付加的サービスに要した費用を、請求に基づき別途支払うものとする。

入院期間中であっても、一部利用料が発生します。

〈預かり金〉（契約書第 9 条参照）

預かり金とは、退居における居室の原状回復費用および利用料が滞納された場合の預かり金とする。金額は、30 万円とし原則として入居時に一括で徴収するものとする。（一括納入が困難な場合は、入居契約者・施設の合意に基づき別の納入方法を認めるものとする。ただし、入居契約者また連帯保証人に対して説明を行い、同意を得なければならない。）

〈利用料の支払い方法〉（契約書第 11 条参照）

入居契約者は、当月初日～末日の月額利用料等を、施設が指定する下記期間および方法（振込、自動送金、現金）により支払う。

- ① 振り込みの場合→当月 10 日（10 日が金融機関の営業日でない場合は翌営業日）
- ② 口座引落 〃 →当月 20 日（20 日が金融機関の営業日でない場合は翌営業日）
- ③ 現金の場合→当月 1 日～10 日（ケアハウス受付窓口へ直接お願い致します）

〈入院期間中の対応〉

入居者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに 3 か月以内に退院できる見込みがない場合には、施設は入居者に対して契約の解除を通知することができます。（ただし、施設が諸般の事情を勘案し、認めた場合には 6 ヶ月までこの契約の解除を猶予することができる。）また、退院後再び円滑に入居する事ができるように、入居者または家族と協議して定めるものとする。「契約解除願い」は、退居の 14 日前までに提出する義務があります。

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくことになります。

（1）入居者からの退居の申し出(契約書第 30 条参照)

契約の有効期間中であっても、入居者は退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する 14 日前までには契約解除届けをご提出下さい。

以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、施設を退居することが出来ます。

- ① サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める軽費老人施設サービスを実施しない場合。
- ④ 入居者が死亡した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合。

（2）施設からの申し出により退居していただく場合(契約書第 31 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 入居の要件に関して、不正または虚偽の届出をして入居したとき。
- ② 利用料の減額の申告を不正に行ったとき。
- ③ 正当な理由なく、利用料を 3 ヶ月以上滞納したとき。

- ④伝染性疾患あるいは精神的疾患およびし嗜癖により、施設および職員あるいは他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすとき。
- ⑤入居者が施設以外の場所で生活する期間が継続して3ヶ月以上にわたることが明らかになったとき。ただし、医療機関への入院の場合、施設が諸般の事情を勘案し、認めた場合には、6ヶ月までこの契約の解除を猶予することができる。
- ⑥金銭の管理、各種サービスの利用について、自ら判断できなくなったとき。ただし、施設が認める適切な援助により生活に支障がない場合は、この限りではない。
- ⑦正当な理由なく施設の指示および運営規程を遵守しないとき。
- ⑧その他、施設および職員あるいは他の契約者等の名誉を傷つけ、共同生活の秩序を著しく名だし乱して迷惑をかけたとき。

(3) 契約終了後の居室使用に伴う精算について（契約書第35条参照）

居室の明け渡しとは、すべての荷物を搬出した状態のことをいい、契約終了日までに、明け渡し完了していない場合は翌日から起算して明け渡し完了するまでの利用料等（サービスの提供に要する費用、居住に要する費用、光熱費など）を施設に支払い、精算する。

(4) 原状回復について（契約書第24条参照）

入居契約者は、この契約を第30条（入居契約者からの契約解除）または第31条（施設からの契約解除）の規定により解除し居室を明け渡す時（すべての荷物が搬出された状態）は、入居が使用していた居室の原状回復に要する費用を負担する。

(5) 契約の終了にともなう援助

入居者が当施設を退居される場合には、入居者の希望により、施設側は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院または施設の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者の紹介

7. 連帯保証人（契約書第8章参照）

連帯保証人は、入居者に契約不履行があった場合に、この契約における一切の責務について連帯して履行の責を負うと共に、必要な場合には、直ちに適切な処置を講じ、入居者の身柄を引き取る責任を負う。入居者は、連帯保証人が死亡もしくはその資格を喪失した場合は、第25条に基づき、施設にその旨を遅滞なく通知し、新たな連帯保証人をたてることとする。（契約書第33条参照）

8. 損害賠償について（契約書第6章参照）

施設は入居契約者に対し、この契約を履行するに伴って生ずる施設の義務違反、あるいは明らかに自己の責に帰すべき損害については賠償責任を速やかに履行するものとする。ただし、入居契約者にも過失が認められる場合には、施設の賠償責任を減ずることができる。

9. 守秘義務について（契約書22条参照）

施設は、正当な理由がなく、その業務上で知り得た入居契約者およびその家族等の秘密を漏らしはならない。また、施設は、入居契約者およびその家族等の秘密が漏洩しないような処置を講ずる。

施設は、介護保険の受給等に必要な場合において、入居契約者およびその家族等の個人情報を用いる場合には、入居契約者およびその家族等の同意をあらかじめ文書により得なくてはならない。ただし、緊急の医療上の必要性がある場合には、この限りではない。

10. 苦情の受付について(契約書第 38 条)

(1) 施設における苦情受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口担当者 ケアハウスホープヒルズ 南雲 武藤

【電話番号 027-322-4985】【FAX027-322-8885】

○受付時間 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

苦情解決第三者委員	氏名	藤間 一夫	
	電話番号	027-363-0247	
	氏名	吉野 典房	
	電話番号	027-361-2430	
高崎市役所 長寿社会課	受付時間	毎週月曜日～金曜日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	
	所在地	群馬県高崎市高松町 53-1	
	電話番号	027-321-1248	FAX 027-326-7387
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	
群馬県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	群馬県前橋市新前橋町 13-12	
	電話番号	027-255-6669	
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	

11. 非常災害対策について

①当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います

災害対策に関する担当者（防火管理者） （職・氏名）施設長 森田英貴

②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

③定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

12. 高齢者虐待防止について

当施設は、ご利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 （職・氏名）施設長 森田英貴

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

⑤職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- ⑥サービス提供中に、当施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します

13. 身体拘束について

当事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 衛生管理等

(1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

令和 年 月 日

軽費老人ホーム施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

軽費老人ホーム施設 ケアハウスホープヒルズ

施設住所 群馬県高崎市江木町 1093-1

説明者氏名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、軽費老人ホーム施設のサービスの提供に同意しました。

利用者住所

氏名 ㊞